

天領

Vol. 55
2011/12



仁摩サンドミュージアム改修工事

CONTENTS

● 平成23年度 通常総会開催	1
● 石見大田税務署長 着任のごあいさつ	4
● 平成23年度 納税功労者表彰	5
● e-Tax（国税電子申告・納税システム）をPR	6
● 青年部だより	7
● 石見銀山うらばなし ～ その魅力を探る⑤～	8
● 知っておきたい税務	14
● 平成23年度 租税作品合同表彰式開催	15
● 2011 ミニ税金フォーラム	16
● 税制改正	17
● 不正ガソリン110番	18
● 税のこぼれ話 ～ はじめての親孝行は？～	18
● 囲碁問題	18
● “秋のやきもの祭” 開催	19
● 第4回 銀の國ぐるめまつり	20
● 税務処理における誤り易い事例	21
● 会員親睦チャリティーゴルフコンペ	22
● AIU保険会社	23
● ダイレクト納税はこんなに便利です！	24
● 大同生命保険株式会社	26
● 税のこぼれ話 ～ 肥った人に課税??～	28
● 編集後記	28
● 囲碁解答	28
● アメリカンファミリー生命保険会社	29

■ 仁摩サンドミュージアム

10年ぶりの改修工事で足場を掛けた仁摩サンドミュージアムの光景です。

ピラミッドの防水改修で10年前にも同様の工事を行いました。今回は防水とともにガラス部分に遮熱材を塗布することで時代性を反映しています。

この足場組みで普段とはまた違った表情となり、工事中なのに素晴らしい・美しい景観となっています。

開館20周年の今年は、次の30周年に向けての準備の年でもあり、この改修工事がその象徴です。皆さんにますます愛されるサンドミュージアムとなるよう、期待するばかりです。



平成23年度 通常総会開催

と事業内容の充実に取り組むとともに社会に貢献する法人会として積極的に社会貢献活動を展開したいとの力強い挨拶がありました。その後、議事に移り、第1号議案「平成22年度事業報告並びに収支決算承認の件」、第2号議案「平成23年度事業計画並びに収支予算案承認の件」は、いずれも満場一致で承認されました。第3号議案「役員改選の件」は、公益法人への移行を進める重要な時期であるため、ほぼ現体制の役員が選任され

ました。また、第4号議案では、事務局から公益法人制度改革への対応とスケジュールについて説明を行い、会員からは質問ともに積極的な意見がありました。

総会終了後、石見大田税務署の牛尾上席国税調査官から「平成23年度税制改正」について最新の情報提供がありました。

平成23年度通常総会は、5月25日大田商工会議所において、来賓に大野石見大田税務署長、竹下中国税理士会石見大田支部長ほかを迎え、会員多数の出席のもとに開催しました。

平成23年度通常総会は、5月25日大田商工会議所において、来賓に大野石見大田税務署長、竹下中国税理士会石見大田支部長ほかを迎え、会員多数の出席のもとに開催しました。

平成22年度（第23期）収支決算書

自平成22年4月1日 至平成23年3月31日

収入の部

科目	予算額	決算額	増減△	摘要
1. 会費	5,600,000	5,490,000	△ 110,000	
1) 一般会費	5,400,000	5,320,000	△ 80,000	
2) 青年部会費	200,000	170,000	△ 30,000	@5,000円
2. 事業費補助金	4,400,000	4,267,500	△ 132,500	全・県法連助成
3. 社会貢献補助金	0	300,000	300,000	
4. 事業収入	300,000	399,000	99,000	ゴルフコンペ参加料・研修参加料
5. 雑収入	61,688	98,035	36,347	預金利息、祝金他
当期収入合計(A)	10,361,688	10,554,535	192,847	
前期繰越収支差額	1,838,312	1,838,312	0	前年度繰越
収入合計(B)	12,200,000	12,392,847	192,847	

支出の部

科目	予算額	決算額	増減△	摘要
1. 事業費	7,900,000	9,275,856	1,375,856	
研修・講習会等費	3,500,000	4,166,595	666,595	講演会・資料配付外
社会貢献活動費	0	927,861	927,861	チャリティー
会報発行費	700,000	305,240	△ 394,760	
委員会費	200,000	86,924	△ 113,076	
女性会活動費	500,000	1,037,276	537,276	女性会事業費
青年部活動費	1,000,000	751,960	△ 248,040	青年部事業費
人件費	2,000,000	2,000,000	0	人件費按分
2. 管理費	3,100,000	2,178,767	△ 921,233	
総会費	400,000	319,182	△ 80,818	総会
役員会費	400,000	190,082	△ 209,918	役員会
委員会費	300,000	4,073	△ 295,927	委員会
人件費	500,000	500,000	0	人件費
事務局費	300,000	265,320	△ 34,680	通信費、消耗品費
渉外費	200,000	112,250	△ 87,750	慶弔費外
旅費	250,000	264,760	14,760	出張旅費
負担金	600,000	442,100	△ 157,900	県法連、税団協等
租税公課	80,000	81,000	1,000	法人県市民税
雑費	70,000	0	△ 70,000	
3. 予備費	1,200,000	0	△1,200,000	
当期支出合計(C)	12,200,000	11,454,623	△ 745,377	
当期収支差額(A)-(C)	△1,838,312	△ 900,088	938,224	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	938,224	938,224	

平成23年度 事業計画

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月 31日

〔事業活動の方針〕

法人会の基本的指針とされている「自己啓発の支援」、「納税意識の向上」、「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」に基づき、効果的な事業を貢献する。特に組織の拡充強化では、会員増強運動に努め、組織率60%を目指し、あわせて「国税電子申告・納税システム」の利用促進を図る。「地域社会貢献活動」については、地域に密着した特色ある事業を実施する。

税務当局及び県法人会連合会等、上部団体との連携協調に努め、会勢の発展を図る。また、青年部、女性部会の組織強化を図り、事業活動に積極的な支援を行う。

〔事業内容〕

1. 組織の拡充強化
2. e-Tax推進への取組み
3. 調査研究並びに要望活動
4. 研修会講習会の開催
5. 福利厚生事業の実施
6. 委員会活動の充実
7. 青年部・女性部会活動の充実
8. 地域社会貢献事業の実施
9. 広報活動の充実
10. 諸会議の開催

平成23年度（第24期）収支予算書

自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日

収入の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減△	摘 要
1. 会 費	5,500,000	5,600,000	△ 100,000	会費
1) 一般会費	5,300,000	5,400,000	△ 100,000	
2) 青年部会費	200,000	200,000	0	
2. 事業費補助金	4,300,000	4,400,000	△ 100,000	全・県法連助成金
3. 事業収入	300,000	300,000	0	ゴルフコンペ参加料外
4. 繰入金	2,335,554	0	2,335,554	社会貢献事業引当金
5. 雑収入	126,222	61,688	64,534	預金利息等
当期収入合計(A)	12,561,776	10,361,688	2,200,088	
前期繰越収支差額	938,224	1,838,312	△ 900,088	
収入合計(B)	13,500,000	12,200,000	1,300,000	

支出の部

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増減△	摘 要
1. 事業費	10,900,000	7,900,000	3,000,000	
研修・講習会等費	4,000,000	3,500,000	500,000	経済講演会・租税教育・資料配布他
社会貢献活動費	2,400,000	0	2,400,000	
会報発行費	700,000	700,000	0	会報発行
委員会費	200,000	200,000	0	
女性会活動費	800,000	500,000	300,000	女性会事業費
青年部活動費	800,000	1,000,000	△ 200,000	青年部事業費
人件費	2,000,000	2,000,000	0	人件費按分
2. 管理費	2,300,000	3,100,000	△ 800,000	
総会費	300,000	400,000	△ 100,000	総会費
役員会費	200,000	400,000	△ 200,000	役員会費
委員会費	100,000	300,000	△ 200,000	委員会開催費
人件費	500,000	500,000	0	人件費
事務局費	300,000	300,000	0	通信費、消耗品費
渉外費	100,000	200,000	△ 100,000	慶弔費
旅費	250,000	250,000	0	出張旅費
負担金	400,000	600,000	△ 200,000	県法連、税団協
租税公課	80,000	80,000	0	租税公課
雑費	70,000	70,000	0	雑費
3. 予備費	300,000	1,200,000	△ 900,000	
当期支出合計(C)	13,500,000	12,200,000	1,300,000	
当期収支差額(A)-(C)	△ 938,224	△ 1,838,312	900,088	
次期繰越収支差額(B)-(C)	0	0	0	

平成23年度 (社)石見大田法人会役員名簿

(平成23年6月1日現在)

役 職	氏 名	事 業 所 名
会 長	的 場 章 好	島根中央信用金庫
副 会 長	竹 原 鐵太郎	(株)たけはら
〃	小 川 良 知	(有)小川商店
常任理事	竹 下 績	(株)中央計算センター
〃	俵 隆	三瓶生コン(株)
〃	廣 山 勝 秀	石見銀山農業(協)
〃	波多野 諭	東幸建設(株)
〃	内 藤 芳 秀	(有)内藤米穀
〃	原 勝 正	(有)中和電機公司
〃	山 崎 勝 宏	(有)山崎組
〃	河 村 賢 治	(有)河村畳店
〃	上 本 直 之	山陽空調工業(株)島根支店
理 事	和 田 正	(有)和田食品
〃	有 間 隆	(株)セラミカ
〃	芝 尾 金 男	(株)シバオ
〃	堀 博 彦	(株)堀工務店
〃	石 橋 秀 利	島根ゼオライト(有)
〃	齊 藤 寛	(有)齊藤文具店
〃	中 村 俊 郎	中村プレイス(株)
〃	原 信 行	原醤油(有)
〃	峠 輝 義	(有)峠建設
〃	荒 尾 寛	(有)椿窯
〃	布 引 慎 一	(有)布引商店
〃	谷 本 隆 臣	(株)シグナル
〃	重 富 俊 雄	(有)重富製パン
〃	林 恭 清	林商事(株)
〃	細 田 年 成	(有)日商
〃	石 本 智 章	島根中央マルキ(株)
〃	植 田 和 人	(株)ウエダ
〃	波多野 瑠璃子	(株)はたの産業
〃	杉 谷 誠 司	(有)みどりや
監 事	福 田 弘 吉	(有)福田金物
〃	尾 川 隆 康	(株)尾川建築設計事務所

顧 問	寺 戸 隆 文	大田商工会議所顧問
〃	森 田 博 久	大田商工会議所会頭
参 与	梅 恒 雄	大田商工会議所

石見大田税務署長 着任のごあいさつ



石見大田税務署長
北原正仁

本年7月の定期人事異動で、石見大田税務署長を拝命いたしました北原でございます。前任は東京国税局調査部統括官で、東京局管内の大規模法人の調査事務に従事しておりました。

島根県には仕事や遊びも含め、初めて来させていただきましたが、当署管内には世界遺産の石見銀山遺跡や国立公園三瓶山、琴ヶ浜の鳴き砂、温泉津温泉などなど、山あり海あり温泉ありの三拍子そろった豊かな自然に恵まれ、また地域住民の皆様も親切で人情厚く、単身赴任ではありますが公私共に楽しく勤務させていただいております。

出身は、「山があっても山なし県」と歌われる山梨県甲州市で、甲府盆地の東北部に位置し三方を山に囲まれ大菩薩峠などへの登山やハイキング客も多く、海はありませんが大田市の町並みと似ております。産業は桃やブドウなど果樹栽培が盛んで、特に勝沼地区は甲州種という在来種のブドウを搾ったぶどう酒で日本のワインの発祥の地とも言われております。

本年7月の定期人事異動では別掲のとおり、署長以下、総務課長と職員2名の合計4名が異動となりました、前任者同様によりしくお願いいたします。

社団法人石見大田法人会の皆様には平素から税務行政に対しまして格別のご理解とご協力を賜っております。また、国税庁の最重要課題でございます「e-Taxの利用拡大」につきましても、法人会の皆様には積極的に利用の促進に取り組み、当署での法人税の利用割合の向上に大きく貢献いただいております。さらには、「税を考える週間」行事への参加、租税教育など各種行事への支援や「社会貢献活動」にも積極的に取り組まれるなど、

その活動範囲は広く、誠に心強い限りで深く感謝いたしております。当紙面をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、本年3月に東日本大震災が発生し、原発事故の放射能問題や夏場の電力不足、さらには台風による風水害など、何かと暗いニュースが続きますが、反面、被災された方々の復旧、復興にかける強い意志と全国民からの暖かい支援など、勤勉かつ心優しい日本人の国民性が発揮されている昨今でございます。その中で私ども国税職員も「適正、公平な課税と収納の確保」という使命の遂行に日々努力しているところでございます。しかしながら税務を取り巻く環境は年々厳しくなっており、適切な税務行政の遂行には、活発な会活動を実践されている法人会の皆様方のご支援が不可欠でございます。どうか本年度におきましても、昨年以上のご支援やご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、社団法人石見大田法人会の今後ますますのご発展と会員の皆様方のご健勝並びに事業の益々のご発展を祈念いたしまして簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

税務署人事異動（7月10日付）

石見大田税務署転入者

【署長】 北原正仁
(東京局調査部：調査49統括官)

【総務課】
総務課長 伊藤秀之
(局調査査察部：調査三総括主査)
総務係員 福地健之
(岡山西署：徴収事務官)

【調査部門】
上席国税調査官 秦野広朗
(鳥取署：法人上席調査官)

平成23年度 納税功労者表彰

～(社)石見大田法人会に石見大田税務署長感謝状～

石見大田税務署の平成23年度納税功労者表彰式が「税を考える週間」の初日、11月11日に島根中央地域職業訓練センターにおいて挙行されました。

表彰式では、島根県西部県民センター所長様、大田市長様をはじめ、各税務団体代表の方々のご臨席のもと、永年にわたって申告納税制度の普及発展と納税道義の高揚に功績のあった個人並びに団体に北原石見大田税務署長から表彰状及び感謝状が贈呈されました。

税務署長表彰は、石見大田青色申告会連合会事務局長として申告納税制度の普及と青色申告会の組織強化などに功績のあった小原則雄氏が受彰されました。

また、石見大田税務署長感謝状は(社)石見大田法人会理事の原信行氏と石見大田青色申告会連合会理事の坂根良一氏、(社)石見大田法人会に贈呈されました。

● 石見大田税務署長感謝状 ● 【納税道義の高揚】



(社)石見大田法人会
理事 原 信行 氏



石見大田青色申告会連合会
理事 坂根良一 氏

(社)石見大田法人会 (団体での受彰)

● 広島国税局長表彰 ●



石見大田青色申告会連合会
副会長 河原直泰 氏

● 石見大田税務署長表彰 ●



石見大田青色申告会連合会
事務局長 小原則雄 氏

北原署長は式辞の中で、「受彰者の日頃の熱意と多年の努力に感謝します」と述べ、e-Taxの利用促進などさらなる税務行政への理解と支援を求められました。

ご来賓の祝辞の後、受彰者を代表して小原則雄氏が「税務行政の円滑な運営や、税務教育、e-Taxの推進の為、微力ながらお役に立てたことは、私どもの喜びとするところであります」と謝辞を述べ、表彰式を終えました。

尚、広島国税局長表彰の石見大田青色申告会連合会副会長の河原直泰氏につきましては、去る、10月31日に広島市にて受彰されております。

栄えある受彰をお祝いするとともに、今後ますますのご活躍、ご健康をお祈り申し上げます。



PRチラシとキッチンセットの配布の様子

e-Tax イータックス (国税電子申告・納税システム) をPR

「税を考える週間」がスタートした11月11日、女性部会は大田町のファミリーデパート「パル」、長久町ロックタウンの「イオン」、温泉津町「小川商店」の3カ所でe-Taxと法人会をPRするチラシとキッチンセットを配布しました。

当日は、波多野瑠璃子女性部会長をはじめとする女性部員10名のほか、北原石見大田税務署長、税務署職員、法人会事業委員の協力を得て、市民の皆様へe-Taxの普及推進と法人会への理解を深めていただくことを目的として行いました。



キッチンセット

11月11日(金)から11月17日(木)まで
『税を考える週間』です

国税庁では、私たちの生活に欠かせない税の仕組みや目的を考えていただくため、毎年11月11日から17日までの期間を「税を考える週間」と定めて全国統一実施キャンペーンを実施しています。

今年のテーマは、「税の役割と税務署の仕事」をテーマとして、税の役割、適正・公平な課税と徴収の実現に向けた庁局署の取り組みや、e-TaxをはじめとしたIT化に関する諸施策についての利用促進に対して様々な取り組みが行われます。

詳しくは国税庁ホームページへ

国税庁

検索

<http://www.nta.go.jp>

☆はじめてみませんか! ネットで申告・納税☆



e-Tax (国税電子申告・納税システム)

- e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して、申告・申請・届出等ができます。
- インターネットバンキングやATMを利用して納税ができます。
- e-Taxを利用すると…
 - ・e-Taxで申告された還付申告は早期処理されます。(3週間程度に短縮)
 - ・e-Taxで納税証明の交付請求を行うと手数料が安価です。

〈法人会の基本的指針〉

法人会はよき経営者をめざすものの団体として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。(社)石見大田法人会は、これまでに「石見銀山遺跡の清掃」、「観光案内板の設置」、「文化講演会の開催」など、数多くの地域社会貢献事業を行っています。

社団法人 石見大田法人会

〒694-0064 大田市大田町大田イ309-2 (大田商工会議所内)

Tel. 0854-82-0765 Fax. 0854-82-2993

<http://www.iwamiohda.jp/>

PRチラシ

第25回 法人会 全国青年の集い みえ大会

『第25回法人会青年の集い みえ大会』が、「和を尊び青年の使命を果たせよ」のスローガンのもと、三重県伊勢市において平成23年11月17日、18日の2日間、近鉄宇治山田駅前の伊勢市観光文化会館、伊勢神宮内宮そばの、おかげ横丁、三重県サンアリーナにおいて開催されました。今年度は会長の杉谷、副会長の林2名で参加しました。

大阪から近鉄で伊勢の地を目指しましたが、山岳地帯を越えて伊勢神宮の外宮、内宮にお参りした後、大会に参加したのですが、平日なのに観光客が結構おとずれており、昨年は年間880万人の観光客が伊勢参りをしたそうで近年また、おかげ横丁の影響、パワースポットブームで増加したそうです。

1日目は全国の単位会が租税教育活動のプレゼンが行なわれました。結果は全法連青年部役員、各単位会の部会長

の投票で最優秀賞1単位会、優秀賞2単位会を選んで、翌日の大会で発表するのですが、最優秀賞に広島国税局岡山県連瀬戸法人会が、『瀬戸法人会劇団「税ゆうぞう一座」』が選ばれました。次年度開催の宮崎大会では鳥根県連の出雲法人会がプレゼンに登録予定なので県連メンバーが真剣に聞き入っていたので、それぞれの単位会でまた生

かされると思います。

2日目は早朝より、三重県がコンベンション誘致のために建設したサンアリーナで部会長サミットが開催されました。

まず、地元伊勢市の(株)赤福 代表取締役社長濱田典保氏が「地域に根ざした企業経営を考える」～危機に当たって～のテーマで基調講演があり、ほぼ同年代であることもあって、大変ざっくばらんに(株)赤福の危機における対応やその後のコンプライアンスの管理等、大変有意義に拝聴しました。

その後、部会長の円卓会議で「租税教育活動の今後の展開を考える」「地域に根ざした企業経営を考える」の2テーマで全国から集まった部会長と討議しました。

午後からいよいよ大会本番ですが、今年度の登録は約2000名で共に大変若い鈴木英敏三重県知事、鈴木健一伊勢市長をはじめとする来賓が主席され、プレゼンの表彰、会員増強運動表彰、租税教育活動県連顕彰などが行なわれました。

式典後、『東日本大震災と日本経済』～どのように復興政策が東日本のみならず、

日本を救うか～の演題で経済評論家の勝間和代氏の講演があり、TVで見る勝間氏がより親しみやすく感じる講演で、マクロ経済からミクロ経済までの話を短時間で解説いただき、講演時間が非常に短く感じました。

次回は平成24年11月1日、2日に宮崎フェニックス・シーガイア・リゾートで開催されます。



石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～⑤

石見銀山ガイドの会 顧問 西本俊司

石段は語る ～龍昌寺跡を訪ねて～

はじめに

「石見銀山百カ寺」という言葉が伝えられているように、ここ大森町には、随分たくさんのお寺があったことが知られている。

平成7年に「三瓶古文書を読もう会」の10名の方々が調査・研究して発刊された「石見銀山百カ寺」によると、古文書から抽出した寺院は139カ寺に及んでいる。同時期に存在したのではないとしても、この狭い谷間で確認されたということはすごいことである。139の内56の寺は由緒不明で、残りの83の寺について1600年代の中期ごろまでに建立されていたことは事実として、この本に記載されている。

83カ寺を宗派別にみると（浄土真宗39、浄土宗14、真言宗12、曹洞宗9、日蓮宗7、臨済宗・普化宗各1）となっている。それでは、現在の大森町（人口約400人）に、本堂の建物が残っている寺の数はというと、11カ寺ほどある。しかし、その大半の寺は平生無住（住職が常住していない）となっている現状である。11カ寺を宗派別にみると（浄土真宗4、真言宗3、浄土宗2、曹洞宗・日蓮宗各1）となっている。

石段は語る

江戸時代の初め、80カ寺以上もあったお寺はどうなったのかというと、他地区への移転が最も多



▲「銀の石段」と見紛う龍昌寺跡の雪の石段

く、次いで合併・廃寺の順となっていて、鉱山の衰退と運命を共にしたことを物語っている。

お寺の跡は石組みとして残っているものもあるが、場所がはっきりせず、礎石、基壇から推定されることが多い。しかし、石段の規模によって社寺の跡と見分けることが出来る。

こうした石段は、歳月と共に苔生こけむしたり、石の間から草が生えたり、石が崩れたり、人が歩く中央部が凹んだりしている。何百年の歳月の流れをまざまざと見せてくれる。この石段の上を、社寺へ参る善男善女や、役人や、商人や、坑夫や、ときには代官や役人が通ったことが偲ばれる。

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～⑤



▲ 境内に降り注ぐ早春の陽射しが縞模様となって…

こうした石段の中で、形があまり崩れず、百段の石段が残っている龍昌寺跡を訪ねてみた。ゆるい石段を登っていくと、両側には杉木立が並んで薄暗い中、太陽の斜光が木立の間から何本もの光の帯となって走り、時には上からスポットライトのように光が降り注ぐ。雪の降った時などは石段に銀を敷いたようになって、「銀の石段」となっ

て風情を見せてくれる。

境内地は、一面の杉木立となっているが、幼い時の面影から、石段を登った所に山門、正面に七間四方の本堂、右手に庫裡・土蔵の跡などを礎石や基壇などから偲ぶことができる。

山門の跡に立った時、杉木立の間から、かつてこのお寺があった山吹山が目の前に見える。

龍昌寺の由緒

曹洞宗龍昌寺の跡は、銀山公園から遊歩道を約1 km龍源寺間歩方面に進み、道が開けて左手に安養寺の本堂が見える手前を左に入る道があり、そこから寺への約百段の石段が真直ぐに見える。

このお寺は、応永年間（1394～1428）に、大和の国の補巖寺の開山である了堂禅師が、薩摩の国へ巡化の帰途に仙の山の麓に草庵を結び、持っていた杖をこの庵に留めて、大和へ帰国されたのが寺の創建といわれている。

永正年間（1504～1521）に大和の補巖寺8世住職明庵和尚は、開祖了堂禅師の遺跡を訪ねて石見銀山に来て、総光寺を建立した。

大永7年（1527）山吹城の内寺に移り、後口に



▲ 正面の基壇が本堂の跡

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～⑤

瀧があるところから「瀧照寺」と定めた。文禄3年（1594）には、曹洞宗一宗の祿役所となり、また勅願所と定められた。

慶長9年（1604）に、奉行所へ出願して現在の境内に移し、堂宇を建立した。翌年寺号を「玉峰山龍昌寺」と改められた。

この寺の由緒の中に「境内における殺生、竹木伐採、放火の禁止」を内容とする初代奉行大久保長安が発した制札の写しがあり、この寺が石見銀山の中で代官の菩提寺としても、有力な寺院の一つであったことを物語っている。

時代の趨勢とともに、昭和30年代に大森町の隣、久利町の福昌寺と合併し、「福昌山龍昌寺」として現在に至っている。

境内に残る遺跡

旧龍昌寺跡地には、次の代官の墓所が遺されていて、県指定の文化財となっている。

28代浅岡彦四郎、31代川崎平右衛門定孝、32代川崎市之進定盈。

中でも川崎平右衛門の墓は供養塔とも言われ立派なものである。正面に靈松院忠山道榮居士、側面に明和4年（1767）6月6日と刻まれている。彼は大岡越前守の推挙を得て、70歳になってから着任し、活躍したと言われている。

他に裏山墓地の石窟の中に、高さ1.5m近くある宝篋印塔2基が遺されていて、これは僧侶の逆修墓（生前に建てた自分の墓）と推定される。内1基には、元和元年（1615）の銘がある。

寺の裏山には多くの墓石が残されていて、石造物調査の結果、石見銀山の中でも古い部類にあたる元亀3年（1572）の銘の墓石群が確認されている。

参道の入り口の左側に「石見銀山大盛祈願道場」という石碑があり、それには嘉永2年（1849）



▲31代代官川崎平右衛門定孝の供養塔



▶川崎平右衛門の供養塔（墓所）の側面



▲裏山墓地にある石窟の中の宝篋印塔

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～⑤



▲ 境内の裏山にある倒れた墓石群



▲ 参道入口にある祈願道場の碑



参道から見える仙の山(573m)(左奥)と要害山(414m)(右奥)

の銘があり大盛祈願の大修法が行われた記念碑と思われる。

銀山では、鉱山の発展を祈願する場所として、佐毘売山神社（銀山）、観世音寺（大森）と共に指定されていた。祈祷は毎年正月20日、大般若経転読をもって行われていた。

記念碑を左に見て後ろを振り返ると、仙の山とゆかり龍昌寺縁の山吹山が同時に見える。（ここは大森

の町の中でも、両山が同時に見える三か所しかないと言われるスポットでもある。）

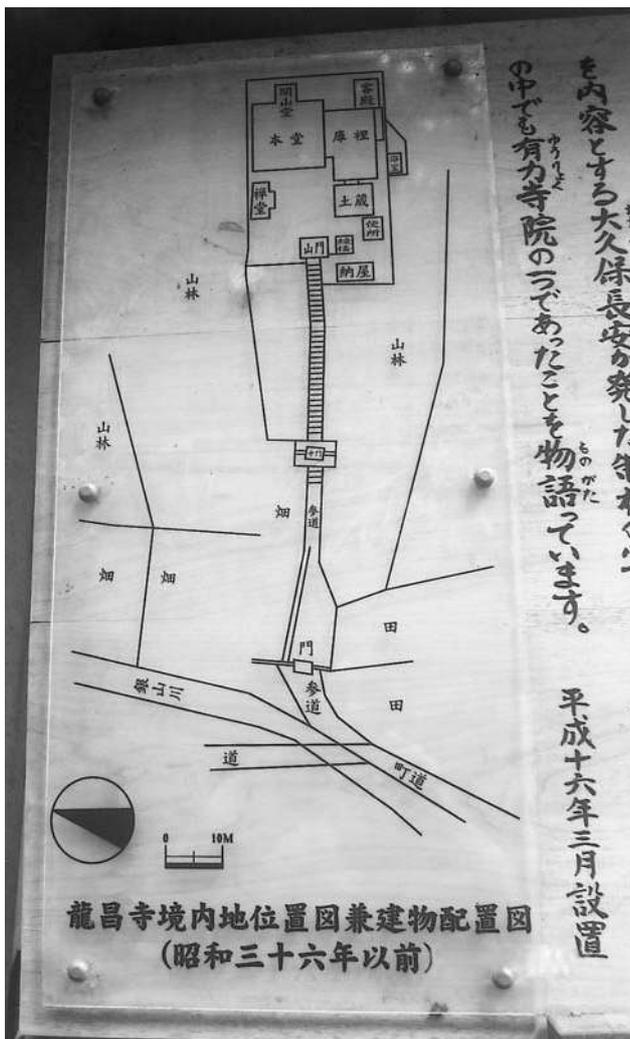
本堂や庫裡が移築された後、最後まで残っていた山門は、昭和36年に解体して約350m北の、浄土真宗西本寺の山門として移築された。江戸時代初期の禅宗様式を残す、大森町で一番古い建造物として市指定の文化財となり、往昔を偲ぶよすがとなっている。

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～⑤



▲元龍昌寺の山門であった西本寺の山門



▲龍昌寺境内地の位置図・建物配置図

仏罰があたった泥棒

幼い時に祖母から聞いた龍昌寺に関する昔話を紹介しましょう。



家の近くにある龍昌寺というお寺は、高い石段の上にある山寺で、周りには家も少なく、木が茂ってとても寂しい所がありました。

ふだんは方丈さん（お寺の住職）が一人で住んでいました。

ある寒い秋の夜のことでした。一人で寝ていた方丈さんは、先ほどから廊下（縁側）から聞こえてくるミシ・ミシという音に目を覚ましました。

「誰か家の中へ入ってきたな」と気づき、そっと起きあがって耳を澄ませていました。どうも人の気配がするので、「そこに誰がいるか」と大声を出しましたが返事はありません。

そこで、枕元にあったろうそくに灯をつけてみると、部屋の隅に一人の男がうずくまっているのがわかりました。驚いて「誰だ。何の用だ。」と語気鋭く問い詰めましたが、何の答もなく、その男はじっとこちらを睨んでいました。

「さては、泥棒だ。」と気付いた方丈さんは、一気に部屋をはだして飛び出して、村人に知らせるために鐘撞き堂へ駆け上がりました。

「これは危ない」と思った泥棒は、方丈さんの後を追って鐘撞き堂へ上がり、持っていた刃物で方丈さんを後から一突き、刺し殺してしまいました。

真夜中の鐘の音に、何事かと駆けつけてきた近所の人々は、鐘撞き堂でうつ伏せになって息絶えていた方丈さんを見つけて驚きました。

石見銀山 うらばなし

～その魅力を探る～⑤

「お気のどくに」と思った人々は、それから毎日のように犯人探しを始めました。しかし、夜中のことでもあり、目撃者もないこともあって、犯人を見つけることができないままに何年かの歳月が過ぎて行きました。

ある年の夏、お寺で新しく井戸掘りが始まりました。付近の村から人夫を集めて、土を掘りだして深く掘り進める作業が続けられていました。

ある日、作業中に突然、大量の土が崩れ落ちてきました。人夫たちは土の中から這い出して、お互いに無事を確認めあいましたが、どうしてもひとり人数が足りません。「誰か残っているか」と井戸の底へ声をかけましたが、返事がありません。それでもとって、崩れた土を取り出していくと、一人の男が埋まって死んでいました。「あっ、これはとなり村の茂作じゃないか」「ああ、可哀そうに」と、人々は手を合わせました。

ところがその後、噂が立ってこの男の身元が調べられた結果、この茂作こそ、数年前の方丈さん殺しの犯人だということが判ったということです。

「天罰てきめん」いや「仏罰てきめん」とはこのことだと、今でも語り継がれているそうです。

「悪いことをすると必ず罰が当たるけえなあ」と語った祖母の声が今でも聞こえてくるようです。



▲ 伝説を秘めた古井戸か？

このことは本当にあった話だということで、幼な心に深く印象付けられていました。数年前、境内の山手の方に古い小さな井戸の跡を見つけて、この井戸か、とも思いましたが、誰に聞くすべもなくそのままになっています。

おわりに

「石段は黙して語らず」この度原稿を書くにあたって、改めて何度か龍昌寺跡を訪れました。観光地図にも出ていない遺跡ですが、何度か観光客に出会いました。寺の由緒や遺跡の説明をすると、はるばる石段を上って来て、よかったと喜んで帰って行かれました。

境内は杉木立となり、小さな石段や石組み、そして山手には墓石や石像が残る遺跡に、このお寺の何百年に及ぶ歴史に想いを馳せ、私自身も感慨にふけたことでした。

ここ大森町の中には、簡単に歩いて行ける場所だけでも社寺の石段が20ヵ所以上も残っています。石見銀山と運命を共にした、お寺やお宮の石段を歩きながら、地図にない遺跡もゆっくりと訪ねてみたいものです。

【参考文献】

- ・三瓶古文書を読もう会編「石見銀山百か寺」
- ・石村勝郎著「新石見銀山物語」
- ・森田正人編「新石見社寺案内」
- ・石見銀山ガイドの会編「石見銀山ガイドマニュアル」

知っておきたい税務

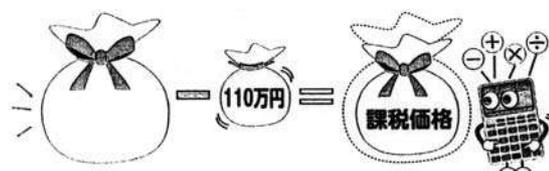
贈与税

贈与税は個人から財産の贈与を受けた人が支払う税金です。
贈与税には暦年課税制度と相続時精算課税制度があります。

●暦年課税制度

1月1日から12月31日までの一年間に、贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除の110万円を控除した残額に一定の税率をかけて贈与税額を計算します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{贈与を受けた} \\ \text{財産の合計額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{基礎控除} \\ \text{110万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税価格} \\ \hline \end{array}$$



配偶者へのマイホームの贈与

婚姻期間20年以上の夫婦間(内縁関係は除く)でマイホームまたはマイホームを購入するための金銭の贈与を受けた場合、贈与税の申告をすれば2110万円(贈与税の配偶者控除2000万円+基礎控除110万円)までは贈与税はかかりません。

●相続時精算課税制度

65歳以上の親から財産の贈与を受けた推定相続人である20歳以上の子は、相続時精算課税制度を選択することができます。

この制度の贈与税額は特別控除の2500万円を超えた部分に一律20%をかけた金額となります。

また、この制度を適用した贈与財産は、相続時に相続財産に加算され、贈与税額を納付した場合は相続税と精算されます。

【例】

平成10年 2000万円(土地) 精算課税制度選択(贈与税額0円)

平成23年 父死亡 相続財産 1億円

相続税の申告 相続財産 1億円+2000万円(精算課税適用財産)

注1…精算課税制度を適用した財産の価格は、相続発生時の価格ではなく、精算課税制度適用時の価格となる。したがって、価格が上昇する財産が有利となる。

注2…さらにこの制度を選択すると、以後、同一人からの贈与はすべてこの制度の適用となります。

したがって、平成20年に父から1500万円の贈与を受け、精算課税制度を適用した人(贈与税額0)が、平成23年に100万円の贈与を受け、110万円以下は課税されない(暦年課税制度)として、申告しなかった場合、100万円の20%の20万円が課税されることとなります。(精算課税は翌年の3月15日(法定納期限)までに申告が必要です。)

租税作品合同表彰式



平成23年度 租税作品合同表彰式開催

去る11月13日(日)、石見大田租税推進協議会や石見大田青色申告会連合会、(社)石見大田法人会が地域の各校に募集を行った、小学生税の絵はがき、中学生・高校生による租税作文の合同表彰式がファミリーデパート「パル」において、今年が2年目として開催されました。

当日は、朝早くから当会青年部や各税務団体関係者により会場準備をしました。表彰式は受賞者や保護者等の関係者のほかに、一般見学者の参加もありました。また来賓には大田市長、島根県西部県民センター所長、大田商工会議所会頭、大田市教育長が招かれ、代表挨拶として、大田市長、大田商工会議所会頭より祝辞がありました。

受賞者の合計は25名で、やや緊張感で壇上に上がっていました。各賞の賞状と記念品が贈られ、大きな拍手が起こりました。最後に記念撮影もあわせて行っています。

そのほかにも大田市立第三中学校吹奏楽部の演奏も行われ、訪れた人を楽しませました。



この表彰式の模様は地元ケーブルテレビにおいて放送されています。

参加された受賞者並びに式典の円滑な進行にご協力いただいた関係者の皆様に、この場を借りてお礼を申し上げます。

11月14日(月) 東部地区会場「石原旅館」の様子



「税を考える週間」行事

2011ミニ税金フォーラム

11月14日(月)午後4時より石見大田法人会東部地区企画として波根町石原旅館に於いて、税を考える週間の事業として「2011ミニ税金フォーラム」が35名出席のもと盛會に開催されました。

来賓として税務署より北原署長、伊藤総務課長、藤原統括官、税理士会より竹下税理士、安田税理士の出席を頂きました。

冒頭の場合会長より挨拶があり、来賓紹介の後、北原署長より挨拶を頂きました。

北原署長は7月の移動で東京国税局より赴任され、課題としてe-Taxの利用拡大、租税教育の普及などへの取り組みを挙げられました。

次に伊藤総務課長より平成23年度分所得税の主な改正事項の抜粋として①年金所得者の申告手続の簡素化②扶養控除等の改正の説明の後、テーマ「海をこえた税務調査」のビデオ上映が有りました。裏金の流れを国際的な国税局の連携により摘発し公正適正な税の徴収を目指すものでした。

次に会議所法人担当の沖氏の司会進行によりクイズ形式のフォーラムに移りました。

【問い】 東日本大震災への寄付金を①親戚 ②日本赤十字社 ③街頭募金にしました。控除されるのはどれでしょうか？

正解は②の日本赤十字社です。領収書は必要です。

【質問】 スサノオマジックに寄付するのは？

正解は、だめです。等

接戦が続き9問中8問以上正解者が6名の時点で上位決定戦と成りました。

優勝 青山(中木屋本店) 準優勝 岩野(中央マルイ) 3位 松下(中央信金) が決まり、地元製品の副賞を的場会長より授与されました。

次に大型保障制度について大同生命より、ガン保険制度についてアメリカンファミリーより説明が有りました。

會議終了後は来賓の方々を囲んで懇親会に移り、賑やかに歓談の後お開きとなりました。

また、西部会場では11月17日(木)「のがわや」に於いてミニ税金フォーラムが盛大に開催されています。



11月17日(木) 西部地区会場「のがわや」の様子

税制改正

平成23年分 所得税の 主な改正事項 (抜粋)

1. 年金所得者の申告手続の簡素化

(1) その年において公的年金等に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が400万以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、その年分の所得税について確定申告を提出することを要しないこととされました。(所法121③)

(注) 1 この場合であっても、所得税の還付を受けるための申告書を提出することができます。

(注) 2 公的年金等以外の所得金額が20万円以下で所得税の確定申告書の提出を要しない場合であっても住民税の申告が必要です。

《適用関係》この改正は、平成23年分以後の所得税について適用されます。(所法等改正法附則2)。

2. 扶養控除等の改正

(1) 年少扶養親族(扶養親族のうち、年齢16歳未満の者をいいます。)に対する扶養控除が廃止されました。

これに伴い、扶養控除の対象となる控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族とされました。

(所法2、84、平成22年所法等改正法附則5)。

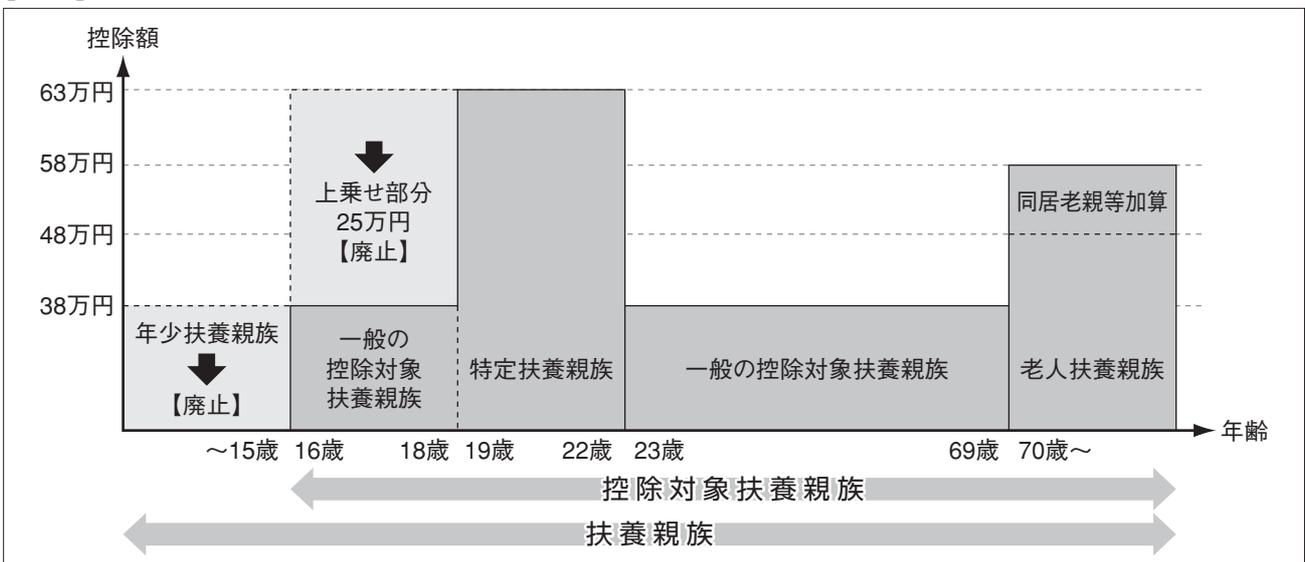
(2) 年齢16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ分(25万円)が廃止され、扶養控除の額が38万円とされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の扶養親族とされました。

(所法2、84、平成22年所法等改正法附則5)。

(3) 扶養控除の改正に伴い、居住者の扶養親族又は控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養控除又は配偶者控除の額に35万円を加算する措置に代えて、同居特別障害者に対する障害控除の額が75万円(改正前:40万円)に引き下げられました。

(所法79、平成22年改正前の粗法41の16、平成22年所法等改正法附則5)。

【参考】扶養控除の改正の概要



不正ガソリンに関する情報をお寄せください

広島国税局不正ガソリン110番



フリーダイヤル

0120-283-110

不正ガソリンとは、正規のガソリンにガソリン以外のもの（灯油など）を混ぜたもので、車に悪影響があるばかりでなく、揮発油税の脱税行為になるおそれがあります。



おかしいな…と思ったら不正ガソリン110番!!



- ガソリンを給油後、車の調子がおかしい…
 - ・エンジンがかかりにくくなった
 - ・排気ガスの色やニオイがおかしい
 - ・ノッキングするようになった
 - ・加速性、馬力、燃費が悪くなった
- ガソリンの給油時に変なニオイがした
- ガソリンに何かを混ぜて販売している

税のこぼれ話

はじめての親孝行は？

小学校の一学年は4月2日から翌年4月1日生まれの子で構成されていますが、どうして4月1日から翌年3月31日生まれではないのでしょうか。

学校教育法によると、小学校に入学できるのは、原則としてその年の4月1日現在で満六歳の者に限られる、となっています。

たとえば、2005年（平成17年）4月1日生まれの子は2012年（平成24年）4月1日には満七歳となるため、その前年の入学となってしまいます。ちょっと紛らわしいですね。

ところで、所得税の扶養控除には、扶養親族に該当するかどうかの判定時期があり、適用をうけようとする年の12月31日の時点で判定します。

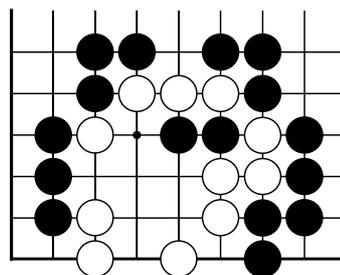
ですから、12月31日生まれの赤ちゃんは、

たった一日で扶養控除が受けられます。

無事に生まれることがはじめての親孝行ですが、これもまた親孝行かもしれませんね。

ちなみに、扶養していた人が亡くなった場合には死亡した日の時点での判定ですので、1月1日に亡くなった場合は扶養控除が受けられます。

囲碁問題 黒番



解答はP28

切って三子を取るの、いかにも失敗な感じですよ。
しかし、全ての白を取ろうとすると、意外に気がつかないかもしれません。白の抵抗もきちんと読み切ってください。



“秋のやきものの祭”開催



同所のシンボルである登り窯は、祭りに合わせて火入れが行われ、1300度の炎で焼成された陶器が、窯出しと同時に即売されました。イベントでは温泉津焼陶器の割引販売、やきもの館の創作体験、建材として知られる福光石の彫刻体験や石切り場の見学ツアー、地元石見神楽温泉津舞子連中による神楽上演など催しは盛り沢山で、来訪者は楽しみながらやきものの里を散策しました。



10月15日、16日の両日、温泉津町のやきものの里で恒例の「秋のやきもの祭」が開催されました。主催はやきもの里の大田市指定管理者であるNPO石見ものづくり工房。春と秋、年2回開催されるこのイベント、今回は天候にも恵まれ、多くの陶芸ファンや親子連れが訪れ、窯場の秋の情緒を満喫していました。



美味三昧！

「石見銀山遺跡とその文化的景観」世界遺産登録5周年プレイベント

第4回 銀の國ぐるめまつり

10月30日、大田市駅前のファミリーデパート「パル」東側駐車場において、「銀の國ぐるめまつり」が開催されました。

このイベントは、大田商工会議所と銀の道商工会・JA石見銀山・JFしまね・大田市料飲組合・大田駅前通り商店街振興組合の6団体が実行委員会を組織し、今年で4回目になります。

今回は、「石見銀山遺跡とその文化的景観」が来年、世界遺産登録5周年を迎えることからプレイベントとして、大田市の食文化を市内外にアピールするとともに商店街の賑わい創出を目的として催されました。

当日は雨模様ではありましたが、会場には20店舗の出店があり、三瓶そばや箱寿司、農産物・海産物、地元の銘菓などが販売され、訪れた市民などが各店の自慢の味を買い求めていました。

特設ステージでは、雨のためイベントの変更もありましたが、銀山あゆみ太鼓の演奏、忍原神楽の上演、サウンドコラージュのコーラスが催され、賑わいに花を添えました。

特産品の当たる抽選会では、出店者から数多くの賞品が提供され、当選者は笑顔で賞品を受け取っていました。

来年は世界遺産登録5周年記念イベントとして、これまで以上に盛大に開催される予定です。



税務処理における誤り易い事例

誤り易い消費税の課非判定

事例

店舗が火災で焼失したことにより、保険会社から保険金2000万円を受領した。当社では、この保険金収入を非課税収入として処理した。このため消費税の申告において課税売上割合が95%未満となり、仕入れ税額控除が全額控除できなくなった。

結局、仕入れ税額控除の計算は、個別対応方式を適用するための課税仕入れの用途区分を期中にしていなかったことから、一括比例配分方式を採用して消費税の申告書を提出した。

■ 正しい処理

課税売上高	100,000千円	仮受消費税	5,000,000円
課税仕入高	80,000千円	仮払消費税	4,000,000円 (課税売上割合100%)
		納付金額	1,000,000円

■ 間違った処理

課税売上高	100,000千円	仮受消費税	5,000,000円
非課税売上	20,000千円		
課税仕入高	80,000千円	仮払消費税	4,000,000円
		課税売上割合	100,000 ÷ 120,000千円 (83.3%)
		仕入控除税額	3,333,333円 (4,000,000 × 83.3%)
		納付金額	1,666,600円 (4,000,000 - 3,333,333)

保険料収入を非課税仕入としたため、課税売上割合を計算するとき分母に入れることになる。課税売上割合が83.3%になり仮払消費税の83.33%しか控除できなくなり納付税額が666,600円過大納付となる。

解説

保険料を対価とする役務の提供の収入は非課税である。したがって、保険会社が契約者から受け取る保険料収入は非課税売上となり、保険会社の課税売上割合の計算上、分母に計上されることになる。契約者が支払う保険料は非課税であり、仕入れ税額控除の対象とはならない。

これに対し、契約者が保険会社から受け取る保険料収入は保険事故の発生に伴い收受するものであり、対価を得て行われる資産の譲渡等に該当するものではない。したがって保険会社から収入する保険金は課税対象外収入として課税売上割合には一切関係させないことになる。

課税・非課税・対象外取引をよく認識して課非判定をすることが必要です。

対象外取引の例示

保険金・共済金・国等からの補助金・奨励金・助成金

社団法人 石見大田法人会主催

第53回 会員親睦チャリティーゴルフコンペ



第53回会員親睦チャリティーゴルフコンペが、11月3日（木）文化の日、大社カントリークラブに於て参加者27名のもと賑やかに開催されました。

的場会長による開催挨拶の後、美久我、国引両コースに別れてプレーが開始されました。プレー開始時には曇空でしたが程なく晴天となり、11月とは思えない程気温も上り最高気温は25℃位まで上がったそうです。その様な条件の中で、珍プレー、好プレー、ナイスショット、ハーフをアンダーパーで廻るなど、笑い顔や苦笑の顔が続出し、法人会コンペならではの雰囲気での異業種交流、また老・壮・青の歓談の場としての会員親睦ゴルフコンペの一日でした。

表彰式

競技終了後、クラブハウス二階に於て懇親会が開かれ、当日の成績を見せ合い満足やら反省やらと、楽しい談笑の内での成績発表、表彰式が始まりました。



- 優勝 田平 康夫（三井金属資源開発株）
- 準優勝 柳楽 幸男（三瓶生コン株）
- 3位 浅野 浩司（一宮酒造有）
- 4位 谷本 隆臣（株シグナル）
- 5位 植田 和人（ウエダ株）
- B G 田平 康夫（三井金属資源開発株）
- B B 北野 広大（株サンマルコ）

その他、飛び賞、DC賞、DT賞、NP賞など沢山の賞品と共に、参加者全員に参加賞として恒例の手打ちそばも渡され、和やかな雰囲気の中に終了いたしました。

優勝の喜び

優勝者 田平康夫氏

恒例の会員親睦法人会チャリティーコンペに参加し、栄えある優勝をさせていただきました。これもひとえにコンペにご出席の皆様と楽しく、緊張した中でプレイをさせていただいた賜物と思っています。

前回優勝をさせていただいてから11年、是非もう一度優勝を…との思いで毎回挑戦をしてきましたが、還暦を迎えてやっと念願を叶えることが出来ました。非常に嬉しく思っております。

当日は、若い勢いのある同伴者にも恵まれ、気持ちよくプレーをさせていただけたこと、また、運にも恵まれ、ハーフ自己最高スコア、グロススコアの更新、さらに沢山の賞品をいただき、良い事づくめの1日でした。心から感謝を申し上げます。

これからも、法人会の皆様方との交流を深め、楽しいゴルフを続け、精進も一寸だけしていく所存でございます。

本当にありがとうございました。



定額+賠償の「ダブル補償」で、 万一の労働災害から企業経営を守ります。

定額補償 業務中のケガ等による入院や通院、万一の死亡、後遺障害を補償



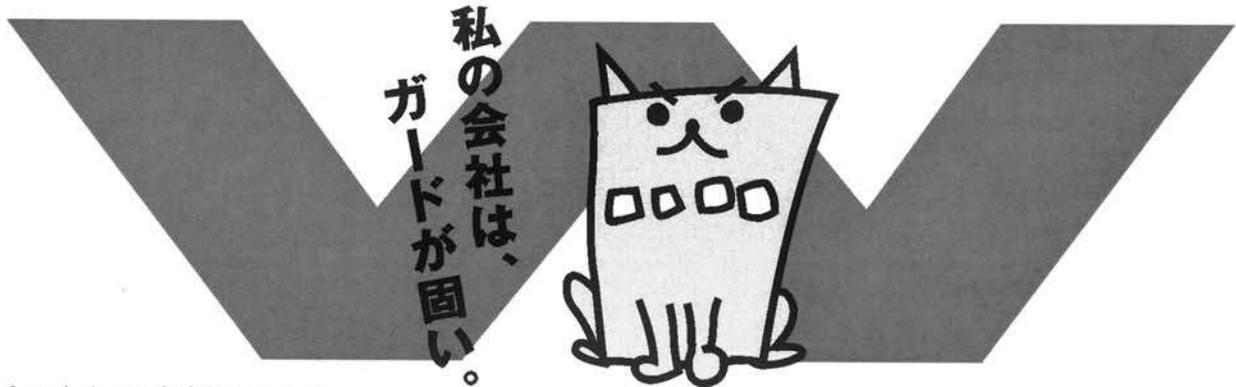
賠償補償 死亡事故での法律上の損害賠償責任を1災害500万円まで補償*
*使用者賠償責任限定補償特約(死亡のみ補償)セット 保険証券記載の保険金額が500万円の場合

さらに

高額賠償時代に対応!!

補償額をアップの上、死亡以外の業務上の身体の障害による
法律上の賠償責任も最高**1億円***まで補償することができます。

*使用者賠償責任補償特約をセットした場合



〈ハイパー任意労災の特長〉

- 従業員はもちろん、パート・アルバイト、派遣社員・構内下請作業員まで貴社の業務に携わる全員を補償
- 業務中はもちろん、通勤経路によるケガも補償
- 保険金の会社受取が可能*ご契約時に補償の対象となる方の同意をいただくことにより会社受取が可能となります。
- 従業員数に関係なく売上高と事業種類から保険料を算出するシンプルな方式。人員の増加・入替があっても保険料は不変
*概算保険料方式でのご契約の場合は、保険期間終了後に精算する必要があります。
- 24時間電話健康相談サービスを無料でご提供
*本サービスは、AIU保険会社の受託先であるティーバック株式会社をご提供します。
ティーバック株式会社が本サービスのご提供にあたり取得した情報は、貴社に開示することができませんので、あらかじめご了承ください。
*なお、本サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。あらかじめご了承ください。
- 近年、労災の申請・認定件数ともに増加傾向にある**過労死**(労災認定された脳・心疾患等による死亡*)を補償します。
*死亡補償保険金のお支払いに際しては、死亡の原因となった脳・心疾患等を発病した日および死亡した日が保険期間中であること等が条件になります。
詳しくは取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

法人会の **会員専用** ネットワーク

ハイパー任意労災

業務災害総合保険

引受保険会社

AIU保険会社

エイアイユー インシュアランス カンパニー

〒130-8560 東京都墨田区錦糸1-2-4

お問い合わせ・資料のご請求は今すぐ

0120-321-564

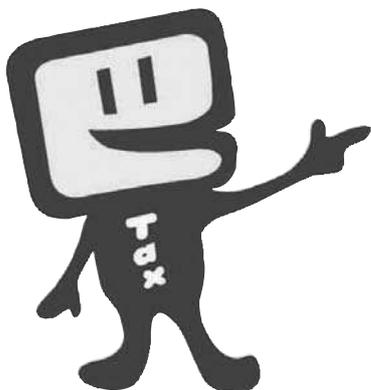
通話料 無料 受付時間 9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)

FAX 03-5619-2529

ホームページ <http://www.aiu.co.jp>

このご案内は保険の概要をご説明したものです。この保険の詳細につきましては取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
A-000172 2010年5月現在の内容です。ハイパー任意労災は、業務災害総合保険のベトナムネームです。

ダイレクト納付はこんなに便利です!



●ダイレクト納付とは

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした預金口座から、簡単なクリック操作で、即時又は期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

●ダイレクト納付のメリットは

ダイレクト納付は、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付が可能となるほか、現行の電子納税にはない次のようなメリットがあります。

- ① インターネットバンキングの契約が不要
- ② 即時又は期日を指定して納付することが可能
- ③ 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能

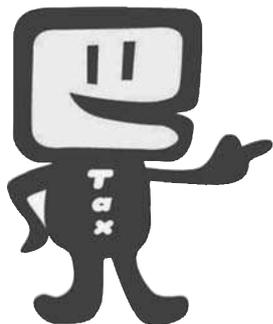
●対象となる税目

電子申告等が可能となる税目（源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税）が対象となります。

※e-Taxに納付情報データを登録すれば、上記の税目にかかわらず **全税目でダイレクト納付が利用可能** となります。

納付情報データの登録方法については、e-Taxホームページ（www.e-Tax.nta.go.jp）でご確認ください。

特に利用回数の多い手続きに便利です。（源泉所得税の毎月納付手続等）



大田市内でもダイレクト納付が 利用可能な金融機関は増加中です

※ダイレクト納付が利用可能な金融機関については
国税庁ホームページの「利用可能金融機関一覧」
でご確認ください。



Jタイプは重大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)による生存リスクから企業を守ります!

法人会の経営者大型総合保障制度

企業保障プラン J タイプ

無配当重大疾病保障保険



【契約例(保険期間が年満期(更新型)の場合)】

重大疾病保険金：5,000万円
 保険期間：10年満期

【団体月払保険料】

保険料は契約年齢・契約内容等により異なります。

契約年齢	男性	女性
25歳	8,900円	14,550円
30歳	11,700円	22,900円
35歳	18,100円	34,850円
40歳	28,950円	47,750円
45歳	44,700円	60,700円
50歳	68,550円	74,300円
55歳	105,800円	89,100円



【契約形態】契約者・受取人＝法人／被保険者＝経営者・役員

- ◎この保険には満期保険金・配当金はありません。
- ◎更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率で計算するため、更新前に比べ通常高くなります。
- ◎保険期間は年満期(更新型)のほかに、歳満期で設定することができます。

保障内容	重大疾病保険金 (※2)	死亡給付金 (※2)	5,000万円 重大疾病による経営者の一時的な不在・リタイアに伴う ・当面の運転資金・借入金返済資金に! ・退職金の財源に!
	<ul style="list-style-type: none"> 悪性新生物(がん) 「がんの給付責任開始の日」以降、はじめて所定の悪性新生物(がん)にかかったと医師に診断確定されたとき(※1) 急性心筋梗塞 所定の急性心筋梗塞によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働制限を必要とする状態が継続したと医師に診断されたとき(※3) 脳卒中 所定の脳卒中によりはじめて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師に診断されたとき(※4) 	死亡されたとき	

- ※1: 「がんの給付責任開始の日」は、「がん以外の給付責任開始の日」から90日経過した日の翌日となります。なお、「上皮内がん」「非浸潤がん」「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は支払対象外です。
- ※2: 重大疾病保険金または死亡給付金のいずれかが支払われた場合、契約は消滅し、重複しては支払いません。
- ※3: 支払対象となるのは、「虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞」です。
- ※4: 支払対象となるのは、「脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞」です。
- ※5: 死亡給付金・解約払戻金はほとんどの場合、0またはごく少額となります。(保険期間が歳満期の場合は、死亡給付金・解約払戻金は保険期間の経過に応じて一定期間は増加しますが、保険期間の満了が近づくと減り、満了時には0になります。また、ほとんどの場合、払込給付金を下回ります。)
- ◎当プランは、法人会会員様のみがご加入いただけます。ご加入後に法人会を退会されるなど、加入資格を喪失された場合には、保険料の引き上げ等のお取り扱いとなる場合があります。
- ◎重大疾病保険金の支払事由の詳細は、「設計書(契約概要)」「ご契約のしおり」「約款」をご覧ください。
- ◎この資料において「重大疾病」とは、無配当重大疾病保障保険の重大疾病保険金の支払対象となる所定の「悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中」を表すものであり、一般的に重篤とされる全ての疾病を含むものではありません。

【参考データ】

▶ **がん・心筋梗塞・脳卒中などの患者数は…**

約 **360** 万人以上 (厚生労働省「平成20年患者調査」平成20年10月現在において、継続的に医療を受けている者を推計したものの)

- 悪性新生物 約151万人
- 虚血性心疾患 約80万人
- 脳血管疾患 約133万人

▶ **一生涯のうち、がんにかかる割合は、男性の約2人に1人、女性の約2.5人に1人というデータも!**

【一生涯のうちにがんと診断される人の割合】



【参考】財団法人がん研究振興財団「がんの統計'10」

Doctor of Doctors Network
ドクター オブ ドクターズ ネットワーク

専用のフリーダイヤルにお電話
いただくと、以下のサービスを
無料で受けることができます。

**経営者大型総合保障制度
ご加入者用無料サービス**

**セカンドオピニオン
サービス ※6**

セカンドオピニオンの提供

より良い医療を選択するために、主治医以外の医師
(総合相談医)に現在の診断に対する見解や今後の
治療方針・方法について意見を聞くことができます。

優秀専門医の紹介

総合相談医の診断により、より高度な専門性を求めら
れる場合は、総合相談医(※8)から推薦・選考された
優秀専門医を紹介し(紹介状を作成します)。

現在の診断に対し、医大の教授、名誉教授クラスの医師による「セカンドオピニオン」が受けられます。

**健康ダイヤル24
(年中無休) ※7**

ティーベックの専任スタッフによる電話での健康相談

健康相談

医療相談

介護相談

育児相談

メンタルヘルスの相談

会社、ご家庭での日々の健康管理や救急時などに迅速・適切にお応えできるよう、24時間・年中無休の体制を整
えています。健康な毎日をご過ごしていただくお手伝いをさせていただきます。

「Doctor of Doctors Network(ドクター オブドクターズ ネットワーク)」は大同生命保険株式会社およびAIU保険会社との提携により、ティーベック株式会社が提供するサービスです。ティーベック株式会社は、本サービスのご利用者が上記保険会社の契約者かどうかを照会するために最低限必要なご利用者情報(生年月日等)をこれら保険会社に提供することがありますが、ご利用者の医療・健康に関わるご相談内容はティーベック株式会社において厳重に管理され、これら保険会社を含む第三者に提供されることは一切ありません。

※6 セカンドオピニオンサービスは経営者大型総合保障制度もしくは集定・集団扱特約適用の個人保障プラン(保険契約)の被保険者の方がご利用いただけます。(対象の方が入院されている場合等、そのご家族が相談を受けることが可能)

※7 健康ダイヤル24は経営者大型総合保障制度もしくは集定・集団扱特約適用の個人保障プラン(保険契約)の被保険者およびそのご家族の方がご利用いただけます。

※8 ティーベック株式会社のドクターオブドクターズ評議員を中心とした医大の教授、名誉教授クラスの先生で、セカンドオピニオンを提供する医師のことをいいます。

- 病名が判明していることが利用条件となります。なお、美容外科・心療内科・精神科・歯科及び口腔外科は対象外です。
- 優秀専門医の紹介に関しては、診察の優先づけや治療に対しての便宜を図るものではありません。
- 優秀専門医の受診は、通常の医療機関受診と同様です。その際の診察・治療・検査等の実費は本人負担となります。
- その他、地域や内容によりご要望に添えない場合がございますので、電話によるご相談の際にご確認ください。



まずはFAXで資料のご請求を！

FAX番号
(大同生命行)

0853-24-1713

TEL番号:0853-21-4552

※番号はくれぐれもお間違えのないようお願いします。

▼【お願い】できるだけ濃くハッキリとご記入のうえ、このままFAXください。

お名前	
ご住所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
お電話番号	

※ご記入いただいた個人情報は、大同生命もしくは下記生命保険募集人が貴社に保険やサービスのご案内をお届けする目的にのみ利用させていただきます。

◎この資料は、平成23年6月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。

◎ご検討・ご契約にあたっては、「設計書(契約概要)」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松江営業支社(担当: 二宮・板倉)
〒693-0028
出雲市塩治善行町12-2
TEL:0853-21-4552

E-23-1056-S(業)①(平成23年6月15日)



肥った人に課税??

今年は各国で変わった税が創設されました。中でも、デンマークでは10月から国民の健康を改善するために「Fat Tax」という税が創設されています。

これは食品中の飽和脂肪酸に対して課税されるものです。

日本のメディアでは「脂肪税」とか「肥満

税」とかと訳していますが、肥満体だから課税されるわけではないので「脂肪税」が呼びやすいかもしれませんね。

ちなみに、ハンガリーでは、9月から、肥満防止のため、スナック菓子や清涼飲料水など塩分や糖分が特に高い食品に対する課税を導入しているとのこと。

編集後記

今年は、役員改選の年度に当たっていましたが、公益社団法人化を来年度に控え現体制のもとで行うとのことで引き続き編集を担当させて頂きました。

委員会の開催が遅れ発行が遅れてしまいました。また、再びお詫びからの後記となりましたことに大変心苦しく思っています。

本年の3月11日の東北地方太平洋沖地震や地震による津波の被害、それに伴う原発事故によって被災された多くの方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

こうした災害は人ごとではありません、多く

の生命を奪われ、便利な生活が不便で厳しい生活環境に追い込まれてしまいます。いつ私達の身に起こることとなるか覚悟と、対策、身構えが必要ではと思いますが、さて何から手を付けてよいやら甚だ心もとないのが現実です。テレビで拝見する被災者の方々、一部かもしれませんが地域で一丸となって新たな道を付けたり、手を携えて地域の未来を築こうとしておられる姿に感動したのは私だけではないと思います。災害に負けず、現実を受け止め、今を生き抜こうとする姿、この地域からも一丸となって心からの応援をしたいものです。 齊藤

囲碁解答 3手目が盲点

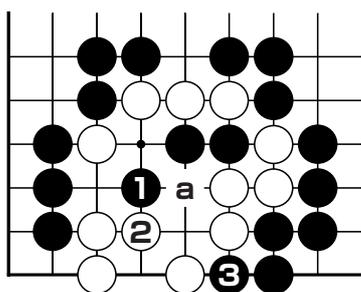
1図(正解)

黒1のコスミが正解。白2の受けに黒3のアテ込みに気がつくことがポイントです。白2でaなら黒2で白死です。

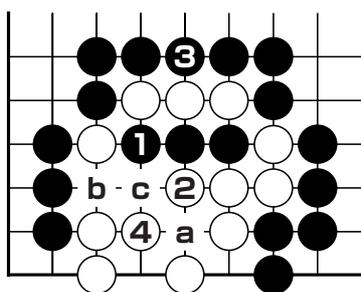
2図(失敗)

黒1は白2からのアテがうまく、黒3に白4と生きられます。初手黒2は白aと受けられ、黒bに白cでウツテガエシです。

1図(正解)



2図(失敗)



法人会会員企業にお勤めの皆様には、 お一人からでも集団取扱料率の割安な保険料でご加入いただけます。

がん保険なら

今のがん治療に対応したがん保険 Days〈デイズ〉

入院給付金日額10,000円の場合〈保険期間:終身(抗がん剤治療特約は10年)〉

—法人会—
**生きるための
がん保険 Days**



1 初めてがんと診断されたら一時金100万円
上皮内新生物の場合10万円

2 「入院」も「通院」も日額1万円を日数無制限※で保障

※日数無制限で保障となる通院は三大治療(手術・放射線・抗がん剤)のための通院の場合

3 三大治療をしっかりと保障!
抗がん剤治療は通算600万円まで保障!

(フルサポートプラン・スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合)

プレミアサポート 訪問面談サービスと専門医紹介をご利用いただけます。

※このサービス(プレミアサポート)は株式会社法研が提供するサービスです。

■契約時月払保険料例(集団取扱) 保険料払込期間:終身(抗がん剤治療特約は10年)
生きるためのがん保険Days
スタンダードプラン
入院給付金日額10,000円
定額タイプ

契約年齢	30歳	40歳	50歳	60歳
男性	3,004円	4,444円	7,244円	11,964円
女性	3,086円	4,482円	6,046円	7,852円



先進医療に備える!

健康保険制度が適用されない
先進医療にも対応

—法人会—
がん先進医療特約

女性特有の「がん」の
保障を強化する
「がん」になったときの
収入減少に備える

—法人会—
特約 コサージュ

—法人会—
所得サポート特約

医療保険なら

「病気・ケガ」の保障を目的とした 新EVER〈エヴァー〉

—法人会—
もっと頼れる医療保険
新EVER
エヴァー



スタンダードプラン(通院保障あり) 入院給付金日額10,000円の場合〈保険期間:終身〉

病気・ケガで入院したとき	疾病入院給付金 災害入院給付金	1日につき(1日目から)	10,000円
病気・ケガで 手術を受けたとき、 放射線治療・先進医療を 受けたとき	手術給付金	手術	入院あり(重大手術を除く)1回につき 10万円
		重大手術	入院なし(重大手術を除く)1回につき 5万円
	放射線治療給付金	1回につき 10万円	
先進医療一時金	1回につき 10万円		
病気・ケガの入院後に通院したとき	疾病・災害通院給付金	1日につき	6,000円

生涯保障

■月払保険料例(集団取扱) 保険料払込期間:終身
新EVER スタンダードプラン
定額タイプ
入院給付金日額10,000円

契約年齢	30歳	40歳	50歳	60歳
男性	3,958円	5,224円	7,322円	10,778円
女性	4,048円	4,704円	6,156円	8,704円

・入院給付金日額10,000円については、契約年齢・ご職業などによっては入院給付金日額5,000円となる場合があります。

掲載の保険料および保障内容などは、2011年3月22日現在のものです。

ご確認ください

- ◎この資料は、記載の保険(プラン)の概要を説明しております。保障の開始と期間、保険料、解約払戻金などの詳細については、「パンフレット(契約概要)」や「ご契約のしおり・約款」にてご確認ください。
- ◎お仕事の内容や健康状態などによってはお申込みをお引受けできない場合があります。

■引受保険会社(お問い合わせ先)

Afiac アフラック
(アメリカンファミリー生命保険会社)

■代理店

石見大田法人会 0854-82-0765
代理店 菊チエスト 0854-82-2226
松栄楼 0854-82-6730

AF法推-2011-0027 3月8日

社団法人石見大田法人会
会報「天領」第55号

平成23年12月 発行

発行所 社団法人石見大田法人会
編集 広報委員会委員長 齊藤 寛
大田市大田町 大田商工会議所内
TEL (0854) 82-0765

印刷 (有)つきはし印刷
大田市鳥井町鳥越413-42
TEL (0854) 82-0540
